

一般社団法人日本オーニング協会定款

令和2年6月23日作成（第2版）

令和2年6月23日認証

平成28年5月19日設立

一般社団法人日本オーニング協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本オーニング協会と称し、英文表記をJ A Aとする。

(目的)

第2条 当法人は、広く一般市民に対して、オーニングの普及と啓発、情報の共有と提供、相互コミュニティの構築に関する事業等を行い、住環境の向上及び社会福祉の増進を目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 オーニングの普及、啓発及び推進に関する事業
- 2 各種建築物、建造物の企画、立案、設計、施工、運営等についての相談、支援及び指導に関する事業
- 3 オーニング製品の安全性、規格、基準に関する調査、分析、情報の提供、助言及び指導に関する事業
- 4 講演会、研修会、セミナー、各種イベント等の企画、立案、実施、運営に関する事業
- 5 各種人材の教育、育成、研修及び指導に関する事業
- 6 各種情報の提供に関する事業
- 7 関係団体、企業、機関、個人等との連絡、協力、調整、支援、指導、提言及び連携に関する事業
- 8 環境の整備、保全についての企画、設計、提案、推進及び管理に関する事業
- 9 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

10 剰余金の分配を行わない

11 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益団体に贈与する

第 3 条 当法人は、東京都千代田区に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 会 員

(入会及び会員区分)

第 5 条 当法人の会員は 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」とする。）上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 当法人の会員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の理事会に申し込み、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 6 条 会員は総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の額は総会において定める。

3 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員資格の喪失)

第 7 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(4) 会費の納入が継続して 1 年以上されなかったとき

(5) 除名されたとき

(除名)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員の半数以上であって、正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる数をもって行なわれる決議に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 当法人の定款、規則又は総会の議決に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

第 3 章 社員総会

(社員総会の権限)

第 9 条 社員総会は、法令の定める事項のほか、入会金及び会費の額について決議する。

(定時社員総会の招集時期)

第 10 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集する。

(社員総会の招集権者)

第 11 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の議長)

第 12 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第 13 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第15条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第16条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第4章 理事及び理事会

(理事の員数) 第17条 当法人の理事は、3名以上とする。(理事の制限) 第18条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。1 当該理事の配偶者 2 当該理事の三親等以内の親族 3 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の

事情にある者 4 当該理事の使用人 5 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者 6 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族（理事の任期）

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

（理事会の設置）

第20条 当法人は、理事会を置く。

（代表理事及び業務執行理事）

第21条 理事会は、理事の中から代表理事1名を選定する。

2 理事会は、必要に応じ理事の中から当法人の業務を執行する理事として常務理事及び専務理事若干名を選定することができる。

（理事会の招集権者）

第22条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

（理事会の議長）

第23条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

（理事会の議事の省略）

第24条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案につ

いて異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第 25 条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第 5 章 監事

(監事の設置)

第 26 条 当法人は、監事を置く。

(監事の任期)

第 27 条 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期满了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監事の報酬及び退職慰労金)

第 28 条 監事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第 6 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 29 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 30 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第31条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第7章 計算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第33条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属) 第34条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等) 第36条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 3 事務局長及び重要な職員は、理事会が選任する。 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議に基づき別に定める。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時役員)

第38条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 白壁 秀夫

設立時理事 篠塚 正人

設立時理事 平山 邦彦

設立時代表理事 白壁 秀夫

設立時監事 平田 恭成

(設立時社員)

第 39 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都西東京市芝久保町 3 丁目 1 9 番 5 8 - 2 0 2 号

設立時社員 白壁 秀夫

東京都八王子市散田町 5 丁目 8 番 6 - 5 1 0 号 設立時社員 平山・彦 (法令の準拠)

第 40 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本オーニング協会の設立のため、設立時社員白壁秀夫、同平山・彦の定款作成代理人である行政書士小池純一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 2 8 年 5 月 1 9 日

設立時社員 白壁 秀夫

設立時社員 平山・彦

定款作成代理人 行政書士 小池 純一